



## 水化学部会規約

平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会承認

### (目的)

第 1 条 本規約は、組織規程（0103）第 5 条ならびに部会規程（1002）に基づき設置する水化学部会の組織・運営について定めることを目的とする。水化学部会（以下、「部会」という）は、原子力に関連した水化学分野の研究者および技術者間の交流と情報交換を積極的におこなうとともに研究活動を支援し、その発展に貢献することを目的とし、設置する。

### (運営)

第 2 条 部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

### (事業)

第 3 条 部会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。

- (1) 部会の活動や研究関連の情報を提供するためのニュースレターを随時発行する。
- (2) 研究会、セミナー、講演会、講習会、見学会等を適宜開催する。
- (3) 水化学に関する理解の促進のため、必要に応じて、研究、調査および評価等のためのワーキンググループ等を組織し、研究者間の交流と関連分野の研究活動を活性化する。
- (4) 部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等の活動と積極的に交流する。
- (5) 部会にかかわる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ、研究会等を共催する。
- (6) 必要に応じて、水化学に関する事項について社会に対して情報を発信する。
- (7) その他、適切な事業を随時、実施する。

### (会員資格)

第 4 条 正会員および学生会員は部会員となる資格を有する。

### (部会費)

第 5 条 部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、会員管理規約（0000-06）にしたがって部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

### (運営組織)

第 6 条 部会の運営は、部会員の互選により選出された部会長 1 名、副部会長および運営委員若

干名からなる運営小委員会がおこなう。また、運営委員とは別に部会員から監事を設ける。  
なお、部会長の推薦により顧問を置くことができる。

- 2 部会長、副部会長、運営委員および監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 部会長、副部会長、運営委員および監事の選出方法は別に定める。

第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

- 2 各委員は、部会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(監事)

第8条 監事は部会活動および運営小委員会活動が適切に執行されていることの監理をおこなう。

(部会全体会議)

第9条 部会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他、重要な事項

(運営費)

第10条 部会は、部会配布金、事業収入、賛助金、その他をもって運営することを基本とする。

- 2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始にあたっては、企画委員会での審議を必要とする。また、外部入金の定率を本部管理費として日本原子力学会に収める。

第11条 運営費の予算、決算については、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(改定)

第12条 本規約の改定は、運営小委員会が起案し、水化学部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規定)

第13条 本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附則

- 1 平成22年10月1日 第0回水化学部会全体会議制定、同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成19年5月22日 第487回理事会承認
  - ② 平成20年9月4日 第3回総会承認
  - ③ 平成22年9月17日 第7回総会承認

- ④ 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会改定
- ⑤ 平成 29 年 3 月 1 日 第 14 回水化学部会全体会議承認, 平成 29 年 3 月 15 日 部会等  
運営委員会メール報告, 平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会承認

附則

- 1 平成 29 年 3 月 21 日起案の規約は, 理事会承認の日から施行する。